

STOP ポイ捨て 不法投棄はやめましょう

「ごみのポイ捨て」は不法投棄です。ごみの不法投棄は法律で禁止されており、厳しい罰則も設けられています。
※罰則…5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はその両方

【守ってほしい3つのこと】

- ▷外出先で出たごみは家へ持ち帰る。
- ▷たばこは吸い殻入れのある場所で吸う。
- ▷ごみの出し方に困ったら、環境センター(☎☎3325)に確認する。

私たちの気持ちの積み重ねが、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりの第一歩になるのです。



許しません！ごみの不法投棄

市内の不法投棄を防止するため、各町から推薦を受けた方に不法投棄監視員をお願いしています。監視員の皆さんは、毎月2回担当地区を見回っています。

環境課では、監視報告を受けて状況を調査し、不法投棄者が判明すれば撤去を求めています。

不法投棄監視員 39人

土岐津町7人、下石町4人、妻木町3人、鶴里町3人、
曾木町3人、駄知町6人、肥田町5人、泉町7人
任期は、平成29年4月1日から2年間です。

問 環境課 (内線252)



ごみは燃やさないで 野焼きは禁止されています

野焼きの際に発生する臭いや煙により「洗濯物が干せない」などの苦情が多く寄せられています。廃棄物(ごみ)を野外で燃やす「野焼き」は、法律により禁止されています。

一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさず、指定された集積所に出すか環境センターまで直接持ち込んでください。

野焼き禁止の例外規定(抜粋)

- ▷農林業を営む上で発生する、刈り草などの焼却
- ▷落ち葉たきなど、日常生活における軽微な焼却
- ▷どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却

上記の場合でも、風向きや時間帯に注意し、近所の方に声を掛けるなどの最低限のマナーを守りましょう。また、野焼きには、常に火災の危険が伴うことも忘れないでください。



問 環境課 (内線252)